

平成26年度社会福祉法人長久手市社会福祉協議会事業計画

| 担当係 | 区分 | 事業名(大) | 事業名(中) | 課題 | 内容・対策 | 平成26年度 事業目標 |
|------------|----|-----------------|---|--|---|--|
| 地域福祉係 | 継続 | 企画・広報事業 | 【重点事業】 1 地域交流のつどい・サロン活動助成事業 | これまでは、健康づくりや生涯学習など「福祉の家」での事業の充実を図ってきたために、交通手段のない方や閉じこもりがちの方が、歩いて行けるよう拠点や支援する仕組みがなかった。 | 身近な地域で、①仲間との交流や意見交換 ②生きがいづくりや勉強会をきっかけに、「高齢者の閉じこもり、孤立の防止、健康増進」を目的とした団体に対し、助成金の交付や立ち上げの支援、運営の相談に応じる。 | 南、市が洞小校区で1か所ずつサロンができるよう働きかける。 |
| | 継続 | | 【重点事業】 2 「見守りサポーター ながくて」養成事業 | 必ず来る急激な高齢化に向けて、今から地域でお互いに支え合うシステムが必要である。この事業については、住民との協働が特に重要になるため、随時、事業内容を見直す必要がある。 | ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者世帯などの見守り、虐待の早期発見、見守りが必要な人の早期発見を担う地域のアンテナ役の「見守りサポーター ながくて」を初級・中級・上級にわけて養成する。 | 1年ごとに、初級を100名、中級・上級を25名ずつ養成することを目指す。 |
| | 継続 | | 【重点事業】 3 地区社協モデル事業 | いずれの制度にも該当せず、その狭間で困っている人が増え続けている。困っている人は、なかなか表に出さずに我慢していたり、相談窓口までたどり着かない人も多くいると思われる。 | 介護保険の対象とならない虚弱な高齢者や、閉じこもりがちの高齢者、子育て、DV、若者の不登校、ひきこもり、生活保護世帯の自立援助など、制度の狭間で困っている方を支援する「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」を置く地区社協をモデル的に設置する。 | 西小校区にモデル的に設置することを目指す。また、新たに共生ステーションができた場合も、そこのモデル設置を目指します。 |
| | 新規 | | 4 各種講座の開催 | これまでの福祉施策は、高齢者分野や障がい者分野に偏ることが多いのが現状だったが、「福祉施策」は誰もが安心して暮らせるために必要なものである。 | 住民全ての方が、安心して暮らせるような市全体の福祉の向上を目的に、これまでにないインフォーマルな視点で、結婚、育児、仕事、老後など他分野に渡る講座を開催する。 | 6月～8月に1回ずつ、11～1月に1回ずつ開催する。 |
| | 継続 | | 5 福祉実践者のつどい | 福祉関係事業所との連携を強固にする必要がある。 | 市内の福祉事業所で勤務している職員同士の交流会を開催する。他分野の福祉事業所が連携を強固にすることで、障がい者が高齢になった場合や、障がい児が成長した場合、あるいは高齢者が障がいを持った場合に、切れ目のない支援ができるようになると期待できる。 | 市内の福祉事業所で勤務している職員を対象に3か月毎に実施する。 |
| | 継続 | | 6 地域福祉活動計画の策定と推進 | 社会福祉協議会の既存事業の見直し等を含め、目指す方向を住民に明らかにするためのものが必要である。 | 平成24年度から、2か年かけて市の地域福祉計画と社協の地域活動計画を一体的に策定した計画のパブリックコメントおよび印刷・配布を行う。地域福祉の設計図となる。 | 平成25年度を初年度とした5か年計画で、子どもから高齢者まで、誰もが地域で安心して生活するために欠かせない地域福祉向上を目指す。 |
| | 継続 | | 1 団体助成 | 団体によっては、「運営の自立性・自主性」が確立していない現状や、社協への依存度が高い団体も見受けられる。また、シニアクラブ及び子ども会の加入率は、年々減少し続けている。地域における重要な団体なので、存続と増員方法、内容の充実を見直す必要があると思われる。 | 身体障害者福祉協会、遺族会、シニアクラブ連合会、子ども会連絡協議会、希望の会などの活動が円滑に進むよう、事務局を担っている。 | 各団体に対する事務局の役割を整理し、明確にする。各団体の自主・自立の促進と活性化を図る。 |
| 総務 | 拡充 | 2 「福祉のまち長久手」の発行 | より多くの方が読みたいと思えるような内容にしていくことで、社協の取り組み等の理解が得られるようにする。 | 社協で行っている事業やイベント、社協の役割、日頃の活動状況等を知らせるため、多色刷りで作成し、年間4回発行している。本市の広報とともに、市内全戸に配布。 | 住民に愛される誌面にするため、 市民モニターを現在の1名から3名に増員する 。イメージキャラクターを利用したりして、よりわかりやすい情報誌を目指し、社協事業に対するご理解とご協力を求める。 | |
| 事業係 | 新規 | 相談受託事業 | 1 障がい者相談支援事業 | 市内における障がい者支援を担う事業所は充足しておらず、特に相談支援事業所は不足している。その結果、福祉サービス利用の前提となる障害支援区分認定調査・サービス等利用計画の作成が滞っている。また、地域状況の把握とそれに基づく社会資源開発を担う機関・仕組みがないことが最大の課題である。 | (1) 障害福祉サービスの利用に関わる各種申請の支援、障害支援区分認定調査の実施・サービス等利用計画の作成とモニタリング、福祉サービス利用に関わらない広範囲な相談業務を行い、障がい児・者及びその家族の生活を支援する。 (2) 社会資源の状況把握を行い、その結果を踏まえた社会資源開発の検討を開始する。 | 相談支援事業者の基本業務である障害支援区分認定調査・サービス等利用計画の作成・モニタリングの計画的、効率的な実施の仕組みを構築する。また、それら基本業務より把握できる、障がい児・者及びその家族が抱える”生きづらさ”の解決に向け、自立支援協議会が担うべき役割の再検証を行う。 |
| 地域福祉係 | 新規 | | 2 生活困窮者自立相談支援事業 | この10年で生活保護世帯は1.7倍になったが、そのうち、高齢者世帯、母子世帯、傷病・障がい者世帯を除く、その他の世帯は3倍に増えた(厚労省の調査)。その中には、稼働世帯でも、就職難やリストラなどで困窮している人が増えていることも問題となっている。 | 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行うとともに、地域における、自立、就労支援等の体制を構築することなど、制度化に向けてモデル的に行う。 | 平成27年度より、全国的に施行される制度に向けて、全市的に対応できるように準備する。 |
| ボランティアセンター | 新規 | ボランティアセンター事業 | 【重点事業】 1 有償市民活動事業 | (1) 有償市民活動を認めてこなかったため、新たなボランティア層が開拓できていない。 (2) 有償市民活動を実施するためのシステムがない。 | 市内福祉施設でのボランティア活動に対し、中学生以上を対象として、有償制の導入を始める。平成26年度はモデル施設を限定して試験的に導入を始め、平成27年度より市内全域の施設を対象に実施する。 | 9月までに要綱等、ポイント事業を実施するシステム作成が完了する。10月からモデル施設での運営を実施する。 |

平成26年度社会福祉法人長久手市社会福祉協議会事業計画

| 担当係 | 区分 | 事業名(大) | 事業名(中) | 課題 | 内容・対策 | 平成26年度 事業目標 |
|------------|---------------------|------------------------|------------------------------|---|---|---|
| ボランティアセンター | 拡充 | | 1 社会福祉協力校への助成 | 福祉実践教室で学ぶ科目が身体障がい分野に片寄っているが、新分野を担当できるボランティアがいない。 | 身体障がい分野以外を子どもたちに教えるボランティアを育成する。育成方法は、養成講座を企画し実施する中で育成する。(各福祉協力校への55,000円の助成は継続して実施する) | 10月までに身体障がい分野以外を子どもたちに教えるボランティアグループができる。 |
| 地域福祉係 | 継続 | 共同募金配分金事業(児童・青少年福祉事業) | 2 第28回福祉作文コンクール | 作品応募者数は、緩やかに減少傾向にあるため、参加者が増えるような取り組みを検討する。 | 児童・生徒の福祉活動の啓発を目的に、作文を通して福祉活動を考える機会を設ける。市内の小学6年生及び中学2年生を対象とし、最優秀賞、優秀賞、佳作を選定する。 | 年に1回、5月中旬～8月中旬に開催する。 |
| | 継続 | | 3 ジュニアリーダーズクラブへの助成 | 子ども会の運営や役員の人材不足に悩む子ども会が年々増え、子ども会の団体数が減少傾向にある。 | 意図的に地域に組織された異年齢集団であり、その活動を通して個人の成長と集団の成長を願う社会教育団体である子ども会は、地域の重要な組織である。その子ども会の卒業生であるジュニアリーダーへの助成を行う。 | ジュニアリーダーは、子ども会の活性には欠かせない存在であるため支援する。 |
| | 継続 | | 共同募金配分金事業(母子・父子福祉事業) | ひとり親援助活動 | 母子家庭の就労状態は厳しく、ワーキングプアのひとり親家庭が多いことは全国的にも問題となっているため、ひとり親家庭にとって本当に必要な援助活動かどうか見直しが必要と思われる。 | 夏休み中の親子交流を目的に、映画鑑賞をした親子に対し、助成を行う。一人あたり500円の助成を行う。 |
| | 継続 | 共同募金配分金事業(福祉育成・援助活動事業) | 1 キャラバン・メイト養成講座 | 講師役の「キャラバン・メイト」は、企業に所属しながら活動している方が多く、現在は休日を利用してボランティアとして認知症サポーター養成講座を開催しているため、少ない「キャラバン・メイト」に大きな負担がかかっている。 | 認知症を正しく理解し、認知症の方やご家族をあたたく見守る「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成する。 | 30名以上の養成を目指す。 |
| | 継続 | | 2 男性料理教室 | ひとり暮らしの高齢者も増えているが、男性は料理などの家事に慣れていないことが多く、栄養バランスのよい食事が摂れているかなど、生活支援の試みが必要。 | 男性のひとり暮らし高齢者を主な対象者として、手軽に作れて栄養のとれる料理の教室を開催する。 | 定員20名、延べ12回実施予定。 |
| | 継続 | 共同募金配分金事業(児童・青少年福祉事業) | 3 赤い羽根作品コンクール | 福祉について、考える機会の提供が必要である。 | 赤い羽根をテーマとしたポスターおよび習字の作品を募集する。市内の小学3・5年生及び中学1年生が対象。 | 参加者が減少している原因を調べ、参加が増えるよう学校に働きかける。 |
| | 継続 | | 4 行路人への旅費援助 | | 旅費に困っている人に対し、支援する。 | |
| | 継続 | | 2 子育てカレンダー発行事業 | 大学生、子育てボランティアグループ、市子育て支援課と連携して平成25年6月より2か月に1回子育てボランティア情報を記載したカレンダーの発行を始めるが、まだ連絡や確認作業等がうまくいかず発行日が期限間際になることがある。 | メールでの連絡方法が徹底されておらず連絡にかかる手間やミスが多いため、協働先との打ち合わせ会を定期的に重ねることで連絡・確認方法を確立する。 | 期日どおり発行できるようになることを目指す。 |
| | 継続 | | 3 家庭体験ボランティア事業 | 児童養護施設で育つ子どもは家庭経験がないため、社会に出た際に家庭における常識に欠け、成人した際の社会参加を阻害している。そのような子どもを減らすため、年3回子どもを自宅に招く家庭体験ボランティア事業を実施しているが、家庭体験受け入れ先となるボランティアが少ない。 | ボランティア養成のため、例年勉強会を開催してきたがボランティアが増えないため、平成25年度より子どもと直接触れ合う「遠足会」の取り組みに変更したところボランティア希望者が1名増えた。そのため、遠足会を継続し子どもと直接触れ合う経験を通じてボランティアを養成する。 | 家庭体験ボランティアを1名以上増やすことを目指す。 |
| | 拡充 | 共同募金配分金事業(障がい児・者福祉事業) | 1 希望の会行事への活動助成 | 希望の会等障がい児・者団体の役員が世代交代をしつつある中、今までの役員や会員また関係者との接点が減る機会が少なかった。 | 新旧役員や会員同士の親睦が深まるようクリスマス会や親睦会を開催する。 | クリスマス会や親睦会、一般の方との交流会などを開催する。 |
| | 2 第26回ウェルフェアボウリング大会 | | 協賛チケットの販売や、役員の後継者不足などの課題がある。 | 第26回ウェルフェアボウリング大会への支援を行い、大会入賞者への社会福祉協議会会長賞の贈呈を行う。協賛チケット販売の協力も行う。 | 前年度の協賛チケット販売の1割増を目指す。 | |

平成26年度社会福祉法人長久手市社会福祉協議会事業計画

| 担当係 | 区分 | 事業名(大) | 事業名(中) | 課題 | 内容・対策 | 平成26年度 事業目標 |
|-----------|-------------------|------------|---|---|--|--|
| 地域福祉係 | 継続 | 歳末たすけあい事業 | 1 お笑い演芸会の開催 | 参加者が固定化しつつある。 | 高齢者同士の交流や外出の機会創出のために、平成23年度からボランティアによる寄席を開催する。 | 参加者が固定化しないように、効果的な情報発信に努める。 多くのひとが参加できるように、時間帯や曜日を見直す。 |
| | 継続 | | 2 子育て世帯への支援 | 多様化する子育てに対して、求められる事業を展開する必要がある。 | 多くの人と子どもが触れ合えるようなイベントを開催する。ひとり親家庭に対して図書券などのプレゼントを配布する。 | アンケートなどを行い、子育て世代が求める事業として見直しを図る。 |
| | 継続 | | 3 歳末見舞品 | 本当に必要であるか、時代に見合っている事業かなど検討が必要である。 | 生活保護世帯に対し、歳末見舞いの一環として、歳末見舞い品を届け、よい新年をむかえられるよう実施する。 | 本当に必要な事業への展開できるように努める。 |
| | 継続 | 各種事業 | 1 長久手市福祉まつりの開催 | ボランティア同士や福祉関係者同士が連携するための交流も目的の一つであるが、出展団体は横ばいである。 | 市内のボランティア団体・福祉施設が出展することでそれぞれが交流する機会を設け、市民への情報発信の場とする。 | 多くの方に参加していただくよう呼びかけ、福祉に対する理解を得ることを目指す。 |
| | 継続 | | 2 高齢者生涯学習 | 「初めての」がキーワードの事業だが、継続して受講者もあり、2回目以降に受講する方の対応が課題。 | 運動や工芸、パソコン、英会話など各種の講座を開催する。高齢者の生きがいつくり、健康増進や仲間作りを目的とする。長期的な仲間づくりと地域のサロンでの活躍も期待できる。 | 市内の60歳以上の方を対象に、21種29講座を行う予定。講座の内容についても見直しを行う。 |
| | 継続 | | 3 心配ごと相談事業 | 月2回の法律相談は、キャンセル待ちがでるほど毎回希望者が多く、急な相談に対応できない場合もある。 | 福祉の家では、住民が気軽に来所でき、あらゆる生活上の相談をすることができる「心配ごと相談」を行う。第2・4木曜日は、法律相談として、愛知県弁護士会所属の弁護士が対応し、第3木曜日は、人権相談として人権相談員が対応する。 | 人権相談については、相談開催数等の検討の他、相談しやすいように事業内容のPRに努め、充実した事業を展開していくことで、利用者の満足感を高め、評価をあげていく。 |
| | 継続強化 | 法人運営事業 | 1 会員募集 | 会員募集は、社協の自主財源の確保にはかせない財源であるため、チラシなどでその用途などを示してきたが、なかなか理解されていないのが現状である。 | 社協の自主財源の確保と、地域福祉の充実を目的に行い、強化月間(5、6月)を設け、市政協力員に依頼して、町内会や自治会を通して依頼している。地域に出向き、会費の用途を説明する。 | あらゆる機会を通して、社協会費の目的、用途等を理解していただけるような啓発や説明会を行う。自治会加入率65%を目指す。 |
| 継続 | 2 理事会・評議員会・監事会の運営 | | 定例的に、案件の審議や議決などを主に行っているため、理事や評議員などの意見が反映されにくい環境がある。 | (1) 社協事業の運営にかかる、事業計画・予算、事業報告・決算の承認等年3回以上開催をする。 (2) 活発な意見交換ができるような環境づくり | | |
| 地域福祉係 | 継続 | 貸付事業 | はやぶさ・あゆみ・生活福祉資金 | 審査に慎重を期す必要があることから、複数の職員で対応している。現在は、兼務体制で対応しているが、事務手続きが煩雑であり、職員の負担が大きいことが課題。 | 社協の自主財源を利用した「はやぶさ資金」は、就労あるいは生活保護の支給が開始されるまでに必要な資金を貸し付けるもので、生活困窮者などの制度の狭間をうめる役割を担っている。 | 失業中であつたり、就労に結び付きにくいケースもあり、福祉的な支援を必要としている人もいるため、専門の職員を配置できるよう職員体制の見直しを図る。 |
| | 拡充 | 日常生活自立支援事業 | 日常生活自立支援事業 | 平成27年度を目途に、基幹的社協である瀬戸市社協から、申請等の事務が移管される予定であり、担当部署の負担が大きくなるのが予想される。 | 認知症高齢者・精神障がい者・知的障がい者など、金銭管理に不安のある方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施する。 | 平成27年度の事務移管に伴い、研修などに積極的に参加し、円滑な対応ができるよう職員の資質の向上を目指す。 |
| 総務 | 継続 | 受託事業 | 福祉の家窓口業務運営事業 | あいさつが徹底されていない。 | 福祉の家の貸館申請受付、あつたかあど発行や消耗品の管理を行う。 (※「あつたかあど」とは、市民(住民登録者)に発行される優待カード) | より積極的なあいさつを心がける。 |
| 居宅介護支援事業所 | 継続 | 居宅介護支援事業 | 1 居宅介護支援事業 | 高齢化の進行に伴い、今後も業務量は増えていくことが見込まれる。しかし常勤職員1名が担当できる件数は「要介護35件・要支援8件」と上限が決まられており、速やかな対応に支障がでる恐れがある。 | 要介護(または要支援)状態にある方々が、その人らしく、地域で安心して生活していけるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の意向に沿ったサービスや、利用する事業所を盛り込んだケアプランを作成し、事業所との連絡や調整をおこなう。また、速やかに対応ができるよう、適正な職員体制に努める。 | 平成25年度のケアプラン作成件数は1,238件(予定)で、前年度(1,245件)とほぼ同じ件数となっている。平成26年度はケアプラン作成件数を月平均で10件増加させ、1,300件を目指す。 |
| | | | 2 介護認定調査 | 平成25年度の市町村からの依頼件数は24件(予定)で、前年度と比べ33件減少している。 | 市町村の依頼により、介護認定のための訪問調査をおこなう。調査の際は、全国一律の基準に基づき、公正かつ確におこなう。 | 依頼があつた際は極力断らず、受託する。 |

平成26年度社会福祉法人長久手市社会福祉協議会事業計画

| 担当係 | 区分 | 事業名(大) | 事業名(中) | 課題 | 内容・対策 | 平成26年度 事業目標 |
|------------|----|--------------|-------------------|--|--|---|
| ヘルパー | 継続 | 訪問介護事業 | 1 訪問介護事業 | サービス提供責任者1名につき、最大受け入れ利用者数は40名となっており、現在は35名の利用者であり、最大受け入れ利用者数に達していない。 | (1) 要支援・要介護状態になっても在宅生活を続けられるよう、ケアプランに基づいてホームヘルパーを派遣して、身体介護(入浴、食事、排泄など)、家事援助(掃除や洗濯、調理など)の在宅サービスを提供している。 (2) 利用者獲得のため関係機関への情報提供に努める。 | 利用者受け入れの2名増員する。 |
| | | | 2 居宅介護事業・移動支援事業 | 個々の障がいの特性に対応するスキルが事業所として統一出来ていない。 | (1) 障がい者が、住み慣れた地域で継続的に、在宅生活を続けるために、ホームヘルプサービスを提供しています。また、障がい者の社会参加を促進するための地域生活支援事業である移動支援なども行っています。 (2) 研修などを利用して、障がい者についての理解を深めていく。 | 利用者受け入れの2名増員する。 |
| デイサービスセンター | 継続 | 通所介護事業 | 1 生きがい活動型デイサービス事業 | 生きがい活動型デイサービスご利用者のスタイルを確立する。 | (1) 満65歳以上のひとり暮らしの高齢者、介護保険で非該当と判定された高齢者、満75歳以上の世帯の方を対象に、日常動作訓練や趣味活動の提供を行い、身体的な機能の低下防止、生きがいづくりの援助を目的とする。 (2) 作品作りや行事等において、ご利用者の中で中心的な役割を担ってもらうことで、他ご利用者にやる気を与えさつき全体を活性化させる。介護保険を利用しなくても生きがいを持って自立した生活を送れる高齢者を地域に増やす。 | 送迎や入浴等のプログラムを、それぞれの利用者のニーズに合わせて対応し、利用しやすい環境を整え利用者数を増やす。 |
| | 継続 | | 2 地域活動支援センター事業 | 正職員・臨時職員関係なく、どの職員でも同じサービスを提供できるようチーム力の向上を図る。 | (1) 家族の介護負担軽減や自立支援を目的に、毎週土曜日に障がい児・障がい者のデイサービスを実施し、カレンダーや壁画などの創作活動や、温泉入浴、ボランティアなど地域の方との交流を行う。 (2) 現場での連携や研修等、職員間で話し合える時間を作り、情報を周知・徹底していく。また、研修を行うことで職員間の技術や知識の差を埋めていく。 | ア ご利用者の利用平均を1日13名にする。 イ 家族会を開催する。 ウ 屋外への散歩等、楽しみながら体を動かしていけるプログラムを充実させる。 エ 専門職の質を充実させるため月1回の研修を行う。 オ 新規ボランティアを獲得する。ボランティア感謝祭を開催する。 |
| | 継続 | | 3 通所介護事業 | 正職員・臨時職員関係なく、どの職員でも同じサービスを提供できるようチーム力の向上を図る。 | (1) 介護保険事業の要支援・要介護者を対象に、できるだけ自立した日常生活がおくれるよう、通所により日常生活の支援や機能訓練を行うことを目的に、7～9時間のサービスを提供する。 (2) 現場での連携や研修等、職員間で話し合える時間を作り、情報を周知・徹底していく。また、研修を行うことで職員間の技術や知識の差を埋めていく。 | ア ご利用者の利用平均を1日14名にする。 イ ニーズの強い外出行事の継続・充実を図る。 ウ 自立支援・在宅支援を目的とする過介護でない介助を実施するため、職員研修を行う。 エ 社協だからこそできる「基本的にはお断りしない」スタイルを確立させる。 オ 転倒事故・送迎時の事故を減らす。 カ 新規ボランティアを獲得する。ボランティア感謝祭を開催する。 |
| 地域包括支援センター | 継続 | 地域包括支援センター事業 | 1 介護予防ケアマネジメント | 長生学園地域事業「社協まめ会」の参加者数が減少傾向にある。 | (1) 二次予防対象者が要介護状態等になることを予防するため、必要に応じて介護予防ケアプランの作成や介護予防教室等への参加につなげ、継続的に支援していく。 (2) 地域住民を対象に心身機能の低下や閉じこもり予防のため、長生学園地域事業「社協まめ会」の定期開催をはじめ、介護予防教室を開催する。「社協まめ会」の内容についてはより充実したものになるよう参加者に希望聞き取りを実施している。 | 長生学園地域支援事業「社協まめ会」の内容の充実させ、昨年同様、年10回開催する。 |

平成26年度社会福祉法人長久手市社会福祉協議会事業計画

| 担当係 | 区分 | 事業名(大) | 事業名(中) | 課題 | 内容・対策 | 平成26年度 事業目標 |
|--|----|-------------------|--|---|---|---|
| 地域包括支援センター | 継続 | 地域包括支援センター事業 | 2 総合相談支援及び権利擁護 | (1)地域包括支援センターの認知度・理解度が低い。 | ア 地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう、相談支援、その実施にあたってのネットワーク構築、地域の高齢者の実態把握を行う。 | 地域の関係者・組織との連携を強化し、新たな場所での「出張相談」を実施する。また、ポスターを作成し地域の喫茶店や床屋等へ配布することで周知活動を進める。 |
| | | | | (2)地域において「出張相談」がまだまだ周知されておらず、相談者数が少ない。 | イ 相談窓口については、事務所の他、地域の集会所等での「出張相談」も展開しており、その周知の拡充を図る。 | |
| | | | | (3)地域の実態把握等、情報提供を受けるだけでなく自ら地域に出ていき情報収集・把握していくことが今後更に必要になってくる。 | ウ 行方不明高齢者の早期発見のため、「長久手市地域包括支援センター行方不明高齢者保護ネットワーク事業」を運営・推進する。 | |
| | | | | (4)高齢者虐待の対応マニュアルの整備が不十分である。 | 高齢者が尊厳のある生活を送ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止等、諸制度やネットワーク等を活用し必要な支援を行う。 | |
| | | | | (5)認知症に関する相談が増加傾向にあり、支援体制の整備が求められる。 | 認知症サポーター養成講座の開催により認知症の方とその家族を支える人材を育成する。 | |
| | 継続 | 3 包括的・継続的ケアマネジメント | (1)入退院時はもちろん日頃からの医療機関との連携の強化が必要である。 | ア 高齢者一人ひとりの状態や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員や主治医・病院、地域の関係機関等との連携を図り、包括的・継続的なケア体制の構築を目指す。 | 長久手市在宅医療・福祉ネットワーク連絡協議会への出席を継続し、医師会や関係機関等との顔のつながり関係作りをする。 | |
| | | | | イ 電子連絡帳の有効活用等により、医療機関やサービス事業所との連携強化に努める。 | | |
| | 継続 | 4 指定介護予防支援 | 介護保険内のサービスだけでは対応しきれないケースもあるため、介護保険外のサービス等も個々に合わせて組み込んでいく必要がある。 | 要介護認定で要支援と認定された方を対象に介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアマネジメントを行う。 | 自立支援に資するケアマネジメントができるよう、アウトリーチを強化し、フォーマル及びインフォーマルな社会資源の把握や活用をする。 | |
| | 継続 | 「食」の自立支援事業訪問調査事業 | 食のアセスメント | 地域において、本事業についてまだまだ周知されていない。 | 買物、調理等が困難で日常生活を営むのに支障がある満65歳以上の一人暮らし世帯・満75歳以上のみの後期高齢者世帯を対象に市が実施している「食」の自立支援事業利用者に対して、配食サービス利用適正化のための実態調査を行うとともに、必要に応じて相談・援助につなげる。事業についての周知活動。 | 地域包括支援センターの実態把握業務の一環として本事業に取り組み、また必要に応じて相談支援を行う。 |
| | 拡充 | 介護予防事業 | 介護予防事業 | 1 「口腔ケア教室」及び「栄養改善教室」の参加者が例年少ない傾向である。 | (1) 閉じこもり・認知症予防、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善を図り、高齢者が介護保険による要支援・要介護状態になることを予防する事を目的とし、介護予防教室（「あったか昼食会」、「転倒予防教室」、「アクア教室」、「口腔ケア教室」、「栄養改善教室」など）を実施する。 | ア 各教室の参加者に実施するアンケート項目の健康感の維持・増進を目標とする。 |
| 2 運動機能向上の教室は、定員を超える申込みがあり、参加できない状況がある。 | | | | (2) 参加者が少ない教室については、パンフレット作成等により、広報活動の強化を図る。 (3) 「転倒予防教室」の事後指導として行っている「筋トレOB会」の参加者を対象に、より自主的なトレーニング方法を身につけることを目的とした「筋トレOB事後指導(仮題)」を新たに実施する。 | イ 口腔ケア教室、栄養改善教室の参加者を10人以上にする。 | |